

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日閣議決定)

(「雇用・人材育成」の関係の主なもの)

新卒者・若年者支援の強化

○新卒者就職実現プロジェクトの拡充

495億円

・「経済危機対応・地域活性化予備費」において措置した「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」(「新卒者就職実現プロジェクト」)を拡充し、平成23年度末まで延長する。また、長期の育成支援が必要な既卒者を有期雇用(原則6ヶ月間)した、成長分野(環境等)の中小企業の事業主について、その後正規雇用に移行させた場合、正規雇用から3ヶ月後に50万円の奨励金を支給する。

○「新卒応援ハローワーク」の機能強化によるワン・ストップ・サービスの更なる推進等

5.5億円

・「新卒者就職実現プロジェクト」も活用しつつ、「新卒応援ハローワーク」において、「ジョブサポーター」を250名増員し、採用意欲のある中小企業等とのマッチングや定着支援、面接会の開催など、ワン・ストップできめ細やかな支援の充実を図る。

○若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充(制度要求)

・年長フリーター等の正規雇用を支援する「若年者等正規雇用化特別奨励金」のうち、「トライアル雇用活用型※」の支給対象者(25～39歳)について、25歳未満の者も対象に含めるよう年齢枠を拡大する。

※有期雇用(原則3か月)1人1月4万円、その後の正規雇用化で100万円(中小企業)、50万円(大企業)を支給する。

雇用調整助成金等による雇用下支えと生活支援

○雇用調整助成金の要件緩和(制度要求)

・「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」について、急激な円高を受け、直近3か月の生産量が3年前の同時期に比べ15%以上減少している赤字の企業も対象とする要件緩和を行う。あわせて、不正受給防止対策の強化にも取り組む。

○派遣労働者の直接雇用を促進するための奨励金の拡充

57億円

・派遣労働者の派遣先での直接雇用を促進するため、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」(中小企業50～100万円、大企業25万円～50万円)の積み増しを行う。

雇用創造・人材育成

○重点分野雇用創造事業の拡充

1000億円

・地域において、介護をはじめとした成長分野における雇用創出・人材育成の取り組みを促進するため、平成22年度の事業費を積み増した上で、実施期間を平成23年度(一部平成24年度)まで延長する。また、対象分野について既存の6分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用)に加え、成長分野を支える基盤として教育・研究を追加するとともに、地域において雇用が見込まれる4分野を追加設定できることとする。

○緊急人材育成支援事業の延長等

1013億円

・雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」について、「求職者支援制度」の制度化までの間延長するとともに、ハローワークに新たに「就職支援ナビゲーター」588名を配置し、職業訓練の修了者に対する担当者制による就職支援等の体制の強化を図る。

○成長分野等人材育成支援事業の実施

500億円

・健康・環境分野及び関連するものづくり分野の生産性向上を図るため、期間の定めのない労働者の雇入れや異分野からの配置転換を行った事業主が、職場以外での職業訓練を実施した場合に、訓練費の実費相当(原則上限20万円)を支給する制度を創設する。